和泉市訓令

環境産業部産業振興室

　和泉市大阪・関西万博直通バス運行・利用補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和６年１１月２５日

和泉市長　辻　　宏　康

　　　和泉市大阪・関西万博直通バス運行・利用補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、２０２５年大阪・関西万博（以下「万博」という。）会場への直通バスの運行及び利用に係る経費について補助金を交付することにより、万博に参加する市民の負担軽減及び会場までの交通に係る利便性向上を図ることを目的とする。

　（補助金の交付）

第２条　市長は、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に定める種類の補助金を交付する。

（１）市と万博会場への直通バスの運行に係る協定を締結した旅行事業者　運行補助金

（２）万博に１回当たり２０名以上の市民で直通バス（前号の直通バスを除く。）を利用して参加した市内に拠点がある団体。（大阪府が実施する大阪・関西万博無料招待事業の対象となる団体を除く。以下「団体」という。）　利用補助金

２　前項第２号に規定する直通バスは次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）団体が借り上げて使用するもの

（２）市内を出発地とし、当該地と万博会場を往復するもの

（３）大型、中型又は小型（マイクロ）バスに該当するもの（市長が特別の事情があると認める場合にあっては、タクシー等を含む。）

　（補助金の額）

第３条　補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）運行補助金　市民の利用者１名当たり１，０００円（ただし、運行１回当たり４０，０００円を上限とする。）

（２）利用補助金　市民の利用者１名当たり１，０００円

　（交付申請）

第４条　補助金の交付を申請しようとするものは、和泉市大阪・関西万博直通バス運行・利用補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対し申請しなければならない。

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）その他市長が必要と認める書類

　（交付決定）

第５条　市長は、前条の規定により交付申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

２　市長は、前項の交付決定を行ったときは、速やかに和泉市大阪・関西万博直通バス運行・利用補助金交付決定通知書（様式第３号）により、当該交付決定を受けたもの（以下「交付決定対象者」という。）に通知するものとする。

　（事業計画の変更）

第６条　交付決定対象者は、交付決定を受けた事業計画書の内容を変更しようとするときは、和泉市大阪・関西万博直通バス運行・利用補助金変更申請書（様式第４号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）事業計画の変更内容を記載した書類

（２）その他市長が必要と認める書類

　（変更交付決定）

第７条　市長は、前条の規定により変更交付申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の変更交付決定を行うものとする。

２　市長は、前項の変更交付決定を行ったときは、速やかに和泉市大阪・関西万博直通バス運行・利用補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により、交付決定対象者に通知するものとする。

　（実績報告）

第８条　交付決定対象者は、補助事業が完了したときは、和泉市大阪・関西万博直通バス運行・利用補助金実績報告書（様式第６号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（１）事業実績報告書（様式第７号）

（２）その他市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うことにより交付すべき補助金の額を確定するものとする。

２　市長は、前項の額の確定を行ったときは、速やかに和泉市大阪・関西万博直通バス運行・利用補助金交付確定通知書（様式第８号）により、交付決定対象者に通知するものとする。

　（交付請求）

第１０条　交付決定対象者は、前条第２項に規定する補助金の額の確定の通知を受けたときは、和泉市大阪・関西万博直通バス運行・利用補助金交付請求書（様式第９号）により補助金の交付を請求しなければならない。

　（交付決定の取消し）

第１１条　市長は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

（３）実績報告をせず補助事業の内容が確認できないとき。

（４）その他不適切であると認められたとき。

２　前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、和泉市大阪・関西万博直通バス運行・利用補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）により、交付決定対象者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第１２条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、和泉市大阪・関西万博直通バス運行・利用補助金返還命令書（様式第１１号）により、その返還を命ずるものとする。

　（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この訓令は、令和６年１１月２５日から施行する。

　（失効）

２　この訓令は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

　　　附　則（令和７年７月２２日）

　この訓令は、令達の日から施行する。